14　訂正によつて請求項の数が変更するときは、「４　代理人」の欄の次に「５　訂正後の請求項の数」の欄を設けて、訂正後の請求項の数を記載する。

様式第八中備考19の次に次のように加える。

20　添付した訂正した明細書又は実用新案登録請求の範囲については、訂正により記載を変更した個所に下線を引かなければならない。

様式第八の次に次の様式を加える。

様式第８の２（第10条関係）

特許印紙

実用新案法第14条の２第７項の訂正に係る訂正書

（平成　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

１　実用新案登録番号

（無効　　―　　）

２　訂正の目的

３　実用新案権者

住所（居所）

氏名（名称）　　㊞

（国籍）

４　代理人

住所（居所）

氏名（名称）　　㊞

５　削除をする請求項の表示

６　削除後の請求項の数

７　添付書類の目録

〔備考〕

１　「訂正の目的」の欄には、「請求項の削除」と記載する。

２　「削除をする請求項の表示」の欄には、「請求項１」のように、削除をする請求項に付した番号を記載する。

３　第23条第４項において準用する特許法施行規則第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「６　削除後の請求項の数」の欄の次に「７　国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。

４　その他は、様式第８の備考１から５まで、７から13まで及び16から19までと同様とする。

様式第十四の三中「【書類名】既納手数料返還請求書」を「【書類名】既納手数料（登録料）返還請求書」に改め、同様式備考１を削り、同様式備考２のハ中「審判に係属中のもの」の下に「又は審判の請求が取り下げられたもの」を加え、同備考を同様式の備考１とし、同様式中備考３を備考２とし、備考４から備考７までを一ずつ繰り上げ、同様式の備考８中「10」を「11」に改め、同備考を同様式備考７とする。

様式第十五中「様式第15（第22条関係）」を「様式第15（第22条、第22条の２関係）」に改め、同様式の備考２中「あつては」を「あつては」に改め、同様式の備考７中「、12」及び「並びに様式第６の備考５」を削り、同備考を同様式の備考９とし、同様式中備考６を備考８とし、備考５を備考７とし、同様式備考４中「第22条第３項」の下に「又は第22条の２第３項」を加え、同備考の次に次のように加える。

５　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

６　「【提出の理由】」の欄には、第22条の２第１項の規定による情報の提供であるときは、当該刊行物等によりその実用新案登録が第22条の２第１項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載する。

（意匠法施行規則の一部改正）

第三条　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「から様式第二十八まで」を「から様式第二十八の二まで」に改める。

様式第21中「及び９」を「及び10」に改める。

（商標法施行規則の一部改正）

第四条　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「から様式第二十八まで」を「から様式第二十八の二まで」に改める。

様式第23中「９」を「10」に改める。

（実用新案登録令施行規則の一部改正）

第五条　実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三項中「訂正」の下に「、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第四十八条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（以下単に「実用新案登録に基づく特許出願」という。）がされた旨」を加える。

第二条の四を第二条の五とし、同条に次の二項を加える。

２　実用新案登録の訂正の登録（実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものに限る。）をする場合において、登録実用新案の名称に変更があつたときは、変更後の名称を記録しなければならない。

３　前項の規定により登録をする場合において当該実用新案権が信託財産に属するときは、同時に実用新案信託原簿に登録実用新案の名称の変更の登録をしなければならない。

第二条の三を第二条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

（実用新案登録に基づく特許出願の基礎とされた実用新案登録に係る実用新案権の放棄による登録の抹消の申請書の様式）

第二条の三　実用新案登録に基づく特許出願の基礎とされた実用新案登録に係る実用新案権について、放棄による登録の抹消を申請するときは、申請書は、様式第六により作成しなければならない。

第二条の五の次に次の一条を加える。

（実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の登録の方法）

第二条の六　実用新案登録に基づく特許出願がされた旨を登録するときは、表示部に実用新案登録に基づく特許出願の願書を提出した年月日及び実用新案登録に基づく特許出願の番号を記録しなければならない。

様式第五の次に次の様式を加える。

様式第六〔第２条の３〕

収入印紙

実用新案権抹消登録申請書

（平成　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

１　実用新案登録番号

２　登録の目的

３　申請人

住所（居所）

氏名（名称）　　㊞